

令和6年第1回定例会3月議会提出委員会・議員提出議案

議 案 名

委員会提出議案第1号 明石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定のこと

// 第2号 市長専決処分事項一部変更のこと

議員提出議案第1号 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書提出のこと

委員会提出議案第1号

明石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月22日提出

明石市議会議長

尾倉 あき子 様

議会運営委員会

委員長 梅田 宏希

明石市議会委員会条例の一部を改正する条例

明石市議会委員会条例（昭和42年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）生活文化常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p><u>イ 環境産業局の所管に属する事項</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）生活文化常任委員会 7人</p> <p>ア（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p> <p><u>イ</u>（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>2 改正の欄に「（削る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。</p> <p>3 現行の欄に「（新設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

本案は、明石市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管に係る規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

委員会提出議案第2号

市長専決処分事項一部変更のこと

市長専決処分事項（昭和49年10月5日議決）の一部を次のとおり変更する。

令和6年3月22日提出

明石市議会議長

尾倉 あき子 様

議会運営委員会

委員長 梅田 宏希

記

市長専決処分事項の一部を次のように変更する。

変 更 後	変 更 前
9 1件10万円未満の額の地方自治法第243条の2の8第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること。	9 1件10万円未満の額の地方自治法第243条の2の2第8項の規定による職員の賠償責任を免除すること。
備考 1 変更部分は、下線の部分である。 2 変更後の欄に「(削る)」とある場合は、変更前の欄の変更部分を削る。 3 変更前の欄に「(新設)」とある場合は、変更後の欄の変更部分を加える。	

附 則

この議決による変更後の市長専決処分事項は、令和6年4月1日から適用する。

(提案理由)

本案は、引用法令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

議員提出議案第1号

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書提出
のこと

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年3月22日提出

明石市議会議長

尾倉 あき子 様

明石市議会議員 千住 啓介

石井 宏法

井藤 圭順

辰巳 浩司

三好 宏

榎本 和夫

灰野 修平

出雲 有希子

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

兵庫県明石市議会